

=====

**株式会社Rebase 定款**

=====

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社Rebaseと称し、英文ではRebase, Inc.と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネットでの通信販売業および広告業務
2. インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した情報収集、情報処理、情報提供および販売ならびにそれらにかかるシステムおよび装置等の販売
3. 通信ネットワーク・ソフトウェアおよびハードウェアの企画、立案、設計、開発、製造、販売、運用、受託ならびに輸出入業務
4. 各種デジタルコンテンツの制作、販売、情報提供
5. 広告代理業
6. 広告、宣伝、販売促進に関する情報収集、調査、企画、運用、販売およびコンサルティング業
7. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業および各種マーケティングに関する業務
8. 古物販売業
9. 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
10. 不動産およびそれに付随する施設・設備の売買、交換、賃貸借、仲介ならびに所有、管理、保守点検、利用、およびコンサルティング業
11. 不動産賃貸借の斡旋
12. 次の商品の売買業、販売代理業、輸出入業、問屋業、仲立業、管理業、企画、レンタルおよび総合リース業
  - (1) 室内装飾品、インテリア用品、台所用品、日用品雑貨、家具、寝具、家庭用電気器具
  - (2) 衣料品、装身具、化粧品、スポーツ用品、貴金属、玩具、楽器、健康機械器具、医療機器
  - (3) 光学器具、精密機器、電子部品、照明器具、事務用品および機器
  - (4) 新聞、雑誌、書籍、音楽、映像等の出版物および電磁的記録媒体
13. 電子マネーその他の電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動業

14. 電子商取引および電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守およびそれらの代理業
15. 電子商取引における物流管理、販売促進の企画、システム開発および販売に関する業務
16. セミナー、講演の企画および斡旋ならびに実施
17. フランチャイズチェーンシステムによるレンタルスペース・店舗の運営、加盟店募集および加盟店指導
18. 各種イベントの企画、制作、開催および運営ならびにチケットの販売および管理
19. 前各号に附帯または関連する一切の業務

#### 第3条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### 第4条 (公告方法)

当社の公告は電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

#### 第5条 (機関の設置)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第2章 株式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

#### 第7条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第8条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

#### 第9条（单元未満株主の権利制限）

当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集時期）

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総

会は、必要がある場合に招集する。

#### 第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOが招集する。ただし、代表取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

#### 第15条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、代表取締役CEOがこれに当たる。

- 2 代表取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。

#### 第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第17条（株主総会の決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

#### 第19条（株主総会の議事録）

株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第20条（取締役の員数）

当社の取締役は、8名以内とする。

### 第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

### 第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### 第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を定める。

- 2 取締役会は、その決議により代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）を選定することができる。
- 3 取締役会は、その決議により取締役の中からその他の役付取締役を選定することができる。

### 第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOが招集し、議長となる。

- 2 代表取締役CEOに欠員または事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### 第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その

出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

#### 第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### 第28条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

#### 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条（取締役の責任免除および限定）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第32条（監査役の員数）

監査役の員数は、4名以内とする。

第33条 ( 監査役の選任 )

監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第34条 ( 監査役の任期 )

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 ( 常勤の監査役 )

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条 ( 監査役会の招集通知 )

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第37条 ( 監査役会の議事録 )

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

第38条 ( 監査役会規程 )

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条 ( 監査役の報酬等 )

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 ( 監査役の責任免除および限定 )

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該



契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役CEOが監査役会の同意を得て定める。

### 第44条（会計監査人の責任免除および限定）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

### 第45条（事業年度）

当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第46条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### 第47条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰

余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第48条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

2015年3月13日	改定
2016年6月28日	改定
2017年2月23日	改定
2017年5月9日	改定
2017年8月28日	改定
2018年3月28日	改定
2021年3月30日	改定
2021年6月30日	改定
2022年6月29日	改定
2022年8月22日	改定
2023年3月2日	改定